



# 金 沢 市 公 報

第 2 9 9 4 号

令和2年(2020年)1月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定について ( " ) 6
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新について ( " ) 6
○自転車等を撤去し、保管したことについて ( " )	2	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退について ( " ) 6
○平成2年告示第49号(保存対象物の指定について)の一部改正について (文化財保護課)	3	○市道の区域の変更について (道路管理課) 6
○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課)	3	○道路の供用の開始について ( " ) 7
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	4	● 公 告
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について ( " )	4	○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課) 7
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための施術を担当させる者の指定について ( " )	4	● 農業委員会告示
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定について (障害福祉課) 5	5	○令和2年第1回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局) 7
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定の辞退について ( " ) 5	5	● 公営企業告示
		○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について (建設課) 8

## 告 示

### ●金沢市告示第6号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和2年1月21日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
  - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
  - 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
  - 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
  - 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
  - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場

- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営割出駅前自転車駐車場
- 金沢市営鳴和バス停前自転車駐車場
- 金沢市営若松バス停前自転車駐車場
- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場

2 移動し、保管した自転車等の台数

- 自転車 86台
- 原動機付自転車 1台

3 自転車等を移動し、保管した日

令和元年12月1日から同月31日まで

4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市此花町3番2号  
公益財団法人金沢まちづくり財団

5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 令和2年1月21日から同年4月20日まで  
午前10時から午後7時まで  
場所 金沢市問屋町2丁目95番地  
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第7号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和2年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	4台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
千日町地内	自 転 車	1台
増泉1丁目地内	自 転 車	1台
戸板4丁目地内	自 転 車	1台
福久町地内	自 転 車	1台
問屋町2丁目地内	自 転 車	1台
西念4丁目地内	自 転 車	1台

2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日

令和元年12月1日から同月31日まで

3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

令和2年1月21日から同年7月20日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第8号

平成2年告示第49号（保存対象物の指定について）の一部を次のように改正する。

令和2年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

表中

日本 建築	新家邸長屋門	金沢市長町1丁目1 番4号	加賀市大聖寺錦町56番 新家 寿美	平成4年 4月21日	を
日本 建築	新家邸長屋門	金沢市長町1丁目1 番41号	金沢市長町1丁目1番41号 新家 恵子、新家 薫子	平成4年 4月21日	に、
西洋 建築	旧村松商店（村松商事株 式会社ビル）	金沢市尾張町1丁目 8番1号	金沢市泉野町6丁目14番2号 村松 七九	平成15年 10月21日	を
西洋 建築	旧村松商店（村松商事株 式会社ビル）	金沢市尾張町1丁目 8番1号	金沢市泉野町6丁目14番2号 村松 貞	平成15年 10月21日	に

改める。

●金沢市告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和2年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
専光寺新町 会	主たる事務 所の所在地	金沢市専光寺町ハ38番地	金沢市専光寺町ハ42番地5	令和2年1月1日
	代表者の氏 名及び住所	長谷川 眞行 金沢市専光寺町ハ38番地	木林 弘 金沢市専光寺町ハ42番地5	
二俣町会	代表者の氏 名及び住所	齊藤 善信 金沢市二俣町ナ30番地	田中 正人 金沢市二俣町ハ123番地1	令和2年1月1日
海浜町会	代表者の氏 名及び住所	島田 新一 金沢市赤土町ワ47番地8	北山 誠 金沢市赤土町カ1番地72	令和2年1月1日
二ツ寺町町 会	代表者の氏 名及び住所	寺尾 将明 金沢市二ツ寺町イ40番地	寺田 昇 金沢市二ツ寺町イ43番地1	令和2年1月1日
稚日野町会	代表者の氏 名及び住所	宇野 稔 金沢市稚日野町南6番地	中川 健治 金沢市稚日野町南28番地	令和2年1月1日
田島町会	代表者の氏 名及び住所	藤田 健一 金沢市田島町ハ69番地	藤田 繁 金沢市田島町ウ72番地1	令和2年1月1日
中屋町会	代表者の氏 名及び住所	中西 吉一 金沢市中屋1丁目99番地	松田 幸一 金沢市中屋2丁目172番地	令和2年1月1日

金沢市打木町会	代表者の氏名及び住所	荒川 僚太 金沢市打木町西105番地	松本 充明 金沢市打木町西145番地	令和2年1月1日
---------	------------	-----------------------	-----------------------	----------

## ●金沢市告示第10号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示します。

令和2年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

## 1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
泉が丘あおぞら薬局	金沢市泉が丘2丁目13番39号	令和元年11月1日

## 2 訪問看護事業者

訪 問 看 護 事 業 者		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社シェーネアルト	金沢市馬替2丁目8番地1	訪問看護ステーションシェーネアルト	金沢市馬替2丁目124番地1	令和元年12月9日

## ●金沢市告示第11号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示します。

令和2年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
泉が丘あおぞら薬局	金沢市弥生3丁目3番19号	令和元年10月31日
ふたば乳腺クリニック	金沢市北塚町西333番地	令和元年10月19日

## ●金沢市告示第12号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示します。

令和2年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名 称	所 在 地	
小澤 玄太郎	ゆめたか接骨院 金沢院	金沢市袋町1番1号	令和元年11月1日
平元 聡	鍼灸マッサージ院 めぐり	金沢市上荒屋6丁目436番地3	令和元年12月20日

## ●金沢市告示第13号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

令和2年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	指定年月日
金沢春日クリニック	金沢市元菊町20番1号	内科	小林 昭彦	令和元年12月19日
金沢春日クリニック	金沢市元菊町20番1号	内科	林 道子	令和元年12月19日
金沢春日クリニック	金沢市元菊町20番1号	内科	小川 晴彦	令和元年12月19日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	整形外科	藤田 健司	令和元年12月19日
金沢聖霊総合病院	金沢市長町1丁目5番30号	整形外科	清水 貴樹	令和元年12月19日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	脳神経外科	吉川 陽文	令和元年12月19日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	神経内科	小松 潤史	令和元年12月19日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	眼科	山田 美樹	令和元年12月19日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	脳神経外科	南部 育	令和元年12月19日
金沢T&Dクリニック	金沢市大樋町3番4号	内科	織田 展成	令和元年12月19日
みらい病院	金沢市鞍月東1丁目9番地	消化器内科	毛利 久継	令和元年12月19日
金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地	整形外科	谷口 裕太	令和元年12月19日
敬愛病院	金沢市兼六元町14番21号	外科	矢鋪 憲功	令和元年12月19日
心臓血管センター金沢循環器病院	金沢市田中町は16番地	心臓血管外科	村上 新	令和元年12月19日
心臓血管センター金沢循環器病院	金沢市田中町は16番地	循環器内科	役田 洋平	令和元年12月19日
土原医院	金沢市大樋町8番1号	内科	土原 一真	令和元年12月19日
恵寿金沢病院	金沢市下新町6番26号	内科	森 清男	令和元年12月19日

## ●金沢市告示第14号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があったので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

令和2年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	辞退等年月日
心臓血管センター金沢循環器病院	金沢市田中町は16番地	心臓血管外科	上山 武史	平成29年3月31日
心臓血管センター金沢循環器病院	金沢市田中町は16番地	内科	中橋 卓也	平成30年3月31日
柴田眼科医院	金沢市森山1丁目3の27	眼科	柴田 二郎	平成30年12月31日
はまだクリニック	金沢市三池栄町71番地	内科	濱田 誠人	令和元年11月14日
森川整形外科医院	金沢市横川6丁目107	整形外科	森川 幹久	平成27年11月20日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	整形外科	堀井 健志	令和元年9月30日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	脳神経外科	林 康彦	平成31年4月1日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	脳神経外科	宮下 勝吉	平成31年4月1日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	脳神経外科	毛利 正直	平成30年3月31日
石川予防医学協会予防医学クリニック	金沢市神野町東115番地	内科	鯨坂 秀之	令和元年11月27日
金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地	整形外科	下崎 真吾	令和元年9月30日
国立病院機構医王病院	金沢市岩出町273番地1	神経内科	尾崎 太郎	平成29年3月31日
浅妻医院	金沢市石引1丁目5番38号	整形外科	浅妻 茂章	令和元年12月31日
金沢西みなのクリニック	金沢市金石東1丁目4番11号	内科	笠倉 尚人	平成30年3月31日

金沢西病院	金沢市駅西本町6丁目15番41号	内科	陳 志榮	令和元年5月31日
南ヶ丘病院	金沢市馬替2丁目125番地	外科	林 義信	令和元年9月30日
かがやきクリニック	金沢市疋田1丁目213番地	内科	南 英夫	平成30年9月30日
なっとう内科クリニック	金沢市此花町2番8号	内科	納藤 眞生	平成25年7月15日
高橋耳鼻いんこう科医院	金沢市増泉3丁目7番18号	耳鼻咽喉科	高橋 三郎	令和元年11月29日

## ●金沢市告示第15号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により次の医療機関を指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示します。

令和2年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
寺町アルプ薬局	金沢市寺町2丁目8番2-1号	令和2年1月1日
八日市あおぞら薬局	金沢市八日市4丁目364番地	令和2年1月1日
クスリのアオキ玉鉾薬局	金沢市玉鉾1丁目27番	令和2年1月1日
クスリのアオキ大河端薬局	金沢市大河端西1丁目111番地	令和2年1月1日

## ●金沢市告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として次のとおり指定の更新をしたので、同法第69条第1号の規定により告示します。

令和2年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

薬局

名 称	所 在 地	指定更新年月日
あさぎ薬局	金沢市鳴和1丁目3番12号 桂ビル1F	令和2年1月1日

## ●金沢市告示第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により次の医療機関から同法第54条第2項により指定された指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を辞退する旨の届出があったので、同法第69条第3号の規定により告示します。

令和2年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

薬局

名 称	所 在 地	辞退年月日
瑠璃光薬局 城北店	金沢市小坂町北168番地	令和元年8月31日

## ●金沢市告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和2年1月21日から同年2月4日まで一般の縦覧に供します。

令和2年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	小坂5号 百坂町線	百坂町ハ6番1先から	旧	8.1	19.3
		百坂町ハ4番先まで	新	8.2~8.5	19.3

## ●金沢市告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和2年1月21日から同年2月4日まで一般の縦覧に供します。

令和2年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
小坂5号 百坂町線	百坂町ハ6番1先から 百坂町ハ4番先まで	令和2年1月21日

**公 告**

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

令和2年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
2	アムズ株式会社	金沢市西泉3丁目92番地	令和元年12月25日

**農 業 委 員 会 告 示**

## ●金沢市農業委員会告示第1号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和2年第1回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和2年1月21日

金沢市農業委員会

会長 井 口 栄 市

## 1 日時

令和2年1月27日午後3時

## 2 場所

金沢市議会全員協議会室

## 3 議案

- (1) 令和2年事業計画（案）について
- (2) 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について
- (3) 農地法（昭和27年法律第229号）第5条に規定する許可申請に対する意見決定について
- (4) 農用地利用集積計画の決定について
- (5) 金沢農業・農村総合振興計画の変更に関する意見について

## 公 営 企 業 告 示

## ●金沢市公営企業告示第3号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

令和2年1月21日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
令和2年2月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
  - (1) 小立野2丁目の一部
  - (2) 泉本町1丁目の一部
  - (3) 湊1丁目及び無量寺町の各一部
  - (4) 専光寺町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
  - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市浅野本町ホ131番地  
名称 城北水質管理センター
  - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市東力町ハ272番地  
名称 西部水質管理センター
  - (3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市湊3丁目5番地8  
名称 臨海水質管理センター
  - (4) 2の(4)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市下安原町東1301番地  
名称 犀川左岸浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

令和2年(2020年)1月21日 印刷

令和2年(2020年)1月21日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄